

豊田市土地改良区運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に基づき、土地改良区事業等（別表の事業名欄に定める事業をいう。以下同じ。）に要する経費について予算の範囲内において交付する豊田市土地改良区運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮及び気候変動、開発等の影響により増大する土地改良区の負担を軽減し支援することで、土地改良区の体制強化と円滑なる運営の促進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は豊田土地改良区とする。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 補助事業等の事業計画書及び収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者の雇用する者の賃金、通勤費及び奨励金並びに社会保険等の事業主負担金とする。

(補助事業等)

第6条 補助対象とする事業、補助率、補助上限額等は別表のとおりとする。

(交付申請の期日)

第7条 市関連の開発事業の農地転用に対する事業は、農地転用完了年度の翌年度に補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号の2）を用いて行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第2号）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(端数処理)

第10条 補助金等の額の決定にあたっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、特別の定めがある場合はこの限りでない。

(交付の方法)

第11条 補助金は、補助事業完了後又は必要に応じて全部又は一部を、概算払い若しくは前金払いにて交付するものとする。

(書類の提出)

第12条 この要綱により市長に提出する書類はそれぞれ1通とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象事業名	採択基準	補助率	備考
多面的機能の維持等に対する事業	多面的機能の維持管理に携わる職員	補助対象人件費の37.5%	補助金額の上限は1,000万円とする
市関連の開発事業の農地転用に対する事業	豊田土地改良区の受益地内における市関連の開発事業等 ^{*1} による農地転用の場合	補助対象人件費 ^{*2} ×(農地転用面積(m ²)×8年 ^{*3})÷豊田土地改良区の賦課面積(m ²) ^{*4}	単年度で一括払い

※1：市関連の開発事業等

対象区域は、将来都市構造（産業技術拠点、産業誘導エリア、えきちか居住誘導エリア）、調地区運用指針

対象事業は、市が都市計画の決定及び変更を伴う開発案件（市街化区域編入、調地区等）

※2：補助対象人件費には、多面的機能の維持管理に携わる職員を除く

※3：激変緩和期間として8年間分

※4：賦課面積は、令和3年3月31日現在の賦課面積である35,289,000 m²とする。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所
ふり がな
氏 名
(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
生年月日 年 月 日生
電話番号

令和 年度 豊田市土地改良区運営費補助金交付申請書

令和 年度において土地改良区運営費事業を実施したいので豊田市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 添付書類
 - (1) 予算書（年度一般会計収支予算書）
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他

様式第1号の2（第4条、第7条関係）

令和 年 月 日
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所
ふり がな
氏 名
(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
生年月日 年 月 日生
電話番号

令和 年度 豊田市土地改良区運営費補助金交付申請兼実績報告書

令和 年度において土地改良区運営費事業（農地転用に対する事業）を実施したので豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 添付書類
 - (1) 年度一般会計収支決算書（歳入・歳出）
 - (2) 事業実施書
 - (3) 農地転用台帳
 - (4) その他

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所
氏 名
（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
生年月日 年 月 日生
電話番号

令和 年度 豊田市土地改良区運営費補助金実績報告書

令和 年 月 日付豊 発第 号で補助金等の交付決定を受けた令和 年度 土地改良区運営費事業を完了（廃止・中止）したので豊田市補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

（1）事業実績

（2）効 果

2 添付書類

（1）一般会計収支決算書（歳入・歳出）

（2）事業実績書

（3）その他

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所
氏 名

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号

令和 年度豊田市土地改良区運営費補助金に係る消費税等仕入
控除税額報告書

令和 年 月 日付け豊 発第 号をもって額の確定の通知があ
った令和 年度豊田市土地改良区運営費補助金に係る消費税等仕入控除税額につい
て、豊田市土地改良区運営費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報
告します。

- 1 額の確定の通知額
円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額）
円
- 5 添付書類
3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。